

一時預かり事業について

令和8年4月

一時預かり事業は、保護者が週に2～3日だけ働いているような場合や、保護者の病気・出産等でお子さんの保育ができない場合、また、保護者が育児に対して不安や負担を抱えている場合など、一定期間の範囲でお子さんを保育園または親子交流館（すくっと）でお預かりするものです。

<利用内容>

実施場所	野田・神戸・清田（保育園）	親子交流館（すくっと）
対象児童	満1歳～小学生未満	
利用期間	月14日以内（複数施設を利用する場合は合算した日数）	
休園日・ 休館日	保育園の休園日に同じ	水曜日、12月28日～翌年1月4日 （水曜日が祝日の場合は翌平日）
利用時間	平日（1日） 8:30～16:30 平日（半日） 8:30～12:30 平日（半日） 12:30～16:30 土曜日 8:30～12:30 ※土曜日は市内在住者のみ利用可能	平日・土日祝 1日 8:30～17:00 半日 8:30～13:00 半日 13:00～17:00 *土日祝については時間単位での預かりが可能

※ 利用日に満1歳になっていれば利用することができます。

※ 緊急保育で特別な理由がある場合には、時間延長が可能です。利用園にご相談ください。

<利用料>

区分	野田・神戸・清田（保育園）、親子交流館（すくっと）		
	市内に住所を 有する児童	市外に住所を 有する児童	土・日・祝 （すくっと）
3歳未満児	1日 1,500円 半日 750円	1日 3,000円 半日 1,500円	1時間 600円 （時間預かり）
3歳以上児	1日 1,000円 半日 500円	1日 2,000円 半日 1,000円	

※ 利用料の年齢区分は、利用年度の4月1日現在の年齢です。

<注意事項 等>

(1-1) 保育園での平日の利用は“給食・おやつ”がありますが、保育園での土曜日及び親子交流館（すくっと）での利用については“昼食・おやつ”が必要になります。

ただし、保育園の給食は“満1歳6ヶ月になる月の初日”からになります。それ以前の年齢児の利用には“昼食・おやつ”が必要になります。

(1-2) 保育園の半日利用で、午前の利用は“給食”がありますが、午後からの利用は“給食”がありません。昼食を済ませてから登園してください。

区 分		給 食	おやつ
1歳6ヶ月未満	保 育 園	全日・午前	×
		午後	×
1歳6ヶ月以上	保 育 園	全日・午前	○
		午後	○
保育園（土曜日）及び親子交流館（すくっと）		×	×

※ 年度末～年度始めなど、保育園の給食が休みのときは“昼食”が必要になります。

(2) 保育園の利用料には、給食代とおやつ代が含まれています。給食がない時、また、給食年齢に達していない児童の利用料も同じ金額になりますので、ご理解ください。午後の利用の場合は昼食を済ませてから登園してください。

(3) 利用料は利用実績で計算しますが、キャンセルする時は必ず連絡してください。

<利用方法>

①原則として、利用を希望する月の前月10日の午後5時までに、「一時預かり事業利用申請書」を実施保育園・親子交流館（すくっと）に提出してください。

※ 申請書は実施保育園または親子交流館（すくっと）にあります。

施設の利用が2回目以降の場合は、インターネットから利用申込みができます。

②利用者多数の場合は、市内在住者を優先して利用調整をします。空きがなく、ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。

③提出期限以後に利用が必要になった場合や緊急の場合でも、当日の空きがあれば利用可能です。利用希望施設にお問い合わせください。

<その他>

利用や利用料の決定は郵送でお知らせします。通知書や納付書の送付にあたり、里帰り時の利用など、現住所と送付先住所が異なる場合は、申請書の通知書等送付先欄に“送付先の住所・世帯主名”を記入してください。

利用の決定通知は、希望月の前月中旬から下旬に電子メールまたは郵送でお知らせします。
利用料の決定通知及び納付書は、ひと月分をまとめて翌月中旬頃に郵送いたします。

お問合せ	田原市役所子育て支援課	TEL (0531) 23-3513 (市役所北庁舎1階)
	野 田 保 育 園	TEL (0531) 25-0144 (野田町公文)
	神 戸 保 育 園	TEL (0531) 22-0541 (西神戸町岡)
	清 田 保 育 園	TEL (0531) 32-0316 (折立町東原畑)
	親子交流館（すくっと）	TEL (0531) 23-1510 (三河田原駅前 LaLaGran 内)